

令和5年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和5年9月1日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年9月5日	9時30分	議長	江口孝二	
	散会	令和5年9月5日	13時39分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大 鋸 美 里	出	7番	竹 下 泰 信	出
	2番	森 田 政 則	出	8番	田 川 浩	出
	3番	峰 正 雄	出	9番	所 賀 廣	出
	4番	江 口 孝 二	出	10番	川 下 武 則	出
	5番	山 口 一 生	出	11番	坂 口 久 信	出
	6番	待 永 るい子	出			
会議録署名議員	5番	山口 一生	6番	待永 るい子	7番	竹下 泰信
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 今 泉 哲 也		(書記) 下 川 慎 二			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	永 淵 孝 幸	環境水道課長	川 崎 和 久		
	副 町 長	每 原 哲 也	農林水産課長	今 田 徹		
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長	羽 鶴 修 一		
	総 務 課 長	津 岡 徳 康	建 設 課 長	浦 川 豊 喜		
	財 政 課 長	西 村 芳 幸	会 計 管 理 者	山 崎 浩 二		
	企画商工課長	萩 原 昭 彦	学 校 教 育 課 長	與 猶 正 弘		
	町民福祉課長	森 川 陽 子	社 会 教 育 課 長	安 本 智 樹		
	健康増進課長	中 溝 忠 則	太良病院事務長	井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和5年9月5日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和5年太良町議会9月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	6番 待永るい子	<p>1. 熱中症対策について</p> <p>ここ数年夏場になると猛暑と呼ばれる35℃以上の日々が続き、熱中症で搬送される人も多いと聞きます。この熱中症対策について問う。</p> <p>(1) 熱中症で病院へ搬送された人はどれくらいいるのか。（過去3年）</p> <p>(2) 高齢者に対する熱中症対策はなされているのか。</p> <p>(3) 小学生に対する熱中症対策はなされているのか。</p>	町 長
		<p>2. マイナンバーカードについて</p> <p>マイナンバーに関しては国を挙げての施策にも関わらず、不備な点が多く住民の皆様には不安を与えているのではないかと心配している。このマイナンバーカードについて問う。</p> <p>(1) 太良町としての最新の取得者数はいくらか。</p> <p>(2) マイナンバーカードを作成していない人が生活で困ることは考えられないか。</p> <p>(3) 町内でマイナンバーカードに不備が発生した場合の対策はどうするのか。</p>	町 長
		<p>3. 母子手帳の別名併記について</p> <p>母子手帳については法律で定められている為、名前を変更することはできないが別名を併記することは認められている。</p> <p>この母子手帳について問う。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	6番 待永 るい子	<p>(1) 母子手帳の歴史と目的はどのようなものか。</p> <p>(2) 現在の内容についてはどのように認識しているのか。</p>	町 長
2	1番 大 鋸 美 里	<p>1. 新型コロナワクチンの薬害について</p> <p>過去45年分全てのワクチンの被害数をこえている史上最大の薬害である、新型コロナワクチン接種後の副反応被害報告について問う。</p> <p>(1) 厚生労働省の2023年7月まで新型コロナワクチンの健康被害救済制度等による現状について問う。</p> <p>(2) 県内及び町内における新型コロナワクチン接種後の副反応報告はあるのか。</p> <p>(3) ある場合はどのような対応をされているのか。</p> <p>(4) 県内及び町内で副反応相談窓口をされているのか。</p> <p>ない場合、他県等で設置している自治体はあるのか。</p> <p>(5) 町内では設置予定はあるのか。</p> <p>(6) 予防接種被害者救済制度申請に伴う手続き及び料金についてはどうなっているか。</p> <p>(7) (6)に際し、町内該当者への配慮はあるのか。</p> <p>(8) 接種に際しての副反応被害の現状についての情報開示はどのようにしているのか。</p>	町 長
		<p>2. X B B対応一価ワクチンについて</p> <p>秋から始まる新型コロナワクチンX B B対応一価ワクチンについて問う。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	1番 大 鋸 美 里	<p>(1) このワクチンについてこれまでのワクチンとの違いなど踏まえ効果等をわかりやすく解説下さい。</p> <p>(2) 人での治験はされているのか。</p> <p>(3) 短期及び長期安全は確立されているのか。</p> <p>(4) 副反応についてはどうなっているのか。</p> <p>(5) 対象年齢及び条件はどうなっているのか。</p> <p>(6) 先行ワクチンによる薬害がある中での接種について町としてどう考えているのか。</p> <p>(7) 一旦様子を見る考えはあるのか。</p> <p>(8) X B B ワクチンは努力義務接種か。</p> <p>(9) 接種を進める場合の接種券などはどのようにするのか。</p> <p>副反応被害報告などの情報開示も含めるのか。</p> <p>(10) 接種有無に限らず自然治癒力を高めるための対策などは考えているか。</p>	町 長
3	2番 森 田 政 則	<p>1. コミュニティバスについて</p> <p>令和2年10月からの試験運行を含めて間もなく3年が経過し、現状の課題や要望等もあると思うが、以下について問う。</p> <p>(1) 現在までの利用状況の推移はどうか。</p> <p>(2) 利用状況を踏まえ、路線や時刻表の見直し等は考えているのか。</p> <p>(3) 委託は町内の事業所にできないのか。</p> <p>また、どのようにして決められたのか。</p> <p>(4) J A 等と連携して食材等の配達もできないのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	2番 森田政則	(5) 他市町村の先進事例を参考にされているのか。	町長
4	7番 竹下泰信	<p>1. 藤津鹿島地区成年後見センターの設置経過及び今後の運営等について</p> <p>本町では、人口の減少と高齢化が顕著となっており、減少率や高齢化率をみると県内でもトップクラスで、その対策が急がれている。</p> <p>このような中、新聞報道によると「認知症や知的障害、精神障害などによって、判断力が不十分な人の財産管理などを支援するため、太良町、鹿島市及び嬉野市の2市1町の共同で、藤津鹿島地区成年後見センターを設置した」との記事が掲載された。</p> <p>このセンターの今後の運営等について、どのように対応していくのか、以下のとおり質問する。</p> <p>(1) このセンター設立経過と設置目的はどのようなものか。</p> <p>(2) 役員体制や配置職員数や身分、業務の内容などセンター運営はどのようなものか。</p> <p>(3) 事務局の設置や職員の派遣、センターの運営費はどのようなものか。</p> <p>(4) 一次相談窓口と二次相談窓口が設置され、一次相談窓口は各自治体や社会福祉協議会が担当することになっているが、本町の場合どこが窓口担当となるのか。</p>	町長

午前9時30分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（江口孝二君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問者は4名であります。通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、待永議員、質問を許可します。

○6番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をしたいと思います。

今回は、熱中症対策について、マイナンバーカードについて、母子手帳の別名併記についての3点について質問をいたします。

まず、1点目の熱中症対策についてであります。35度を超える猛暑日が年々増加している傾向にあります。世界保健機関WHOのテドロス事務総長からも、地球温暖化は沸騰期に入ったとのコメントも出ており、今後ますます気候の変動が激しくなっていくと思われれます。昔から語られていた暑さ寒さも彼岸までという言葉は、通じない社会になってしまいました。そのような状況の中で、政府は熱中症対策実行計画を閣議決定し、高齢者の見守り強化、自治体によるクーリングシェルターの確保、2018年から2022年の平均死者数1,295人を2030年までに半減するという目標を掲げ、当然のことながら、地方自治体による熱中症取組を強化しております。

そのような状況を踏まえ、今回は特に高齢者と小学生に焦点を絞った熱中症対策について伺いたいと思います。

1点目、過去3年間で熱中症による病院搬送はどれぐらいか。

2点目、高齢者に対する熱中症対策はなされているのか。

3点目、小学生に対する熱中症対策はなされているのか。

以上、3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の1点目、熱中症対策についてお答えします。

1番目の熱中症で病院へ搬送された人は、過去3年間どれぐらいいるのかについてであります。太良町内で申し上げますと、令和3年9名、令和4年8名、令和5年が現在まで9名であります。

なお、各年5月から10月までの期間での調査であり、本年は8月17日までの人数でございます。

次に、2番目の高齢者に対する熱中症対策はなされているのかについてであります。高

齢者だけの熱中症対策は特段行っておりません。全町民に対しての熱中症予防対策として、「町報たら」及び町のホームページ等により、予防や対処方法に関する広報活動に努めているところでございます。

また、8月7日より、開館日に合わせ、町内の公共施設、役場1階ロビー、しおさい館ロビー、大橋記念図書館、大浦公民館を、当分の間暑さをしのぐための休憩スペースとして解放しているところでございます。これは、8月31日までで一応終了いたしております。

次に、3番目の小学生に対する熱中症対策はなされているのかについてであります。学校では児童・生徒に水筒持参を指導して、水分補給を促しているところでございます。また、日中、熱中症指数を計測し、特に暑い日や猛暑日には、屋外活動の時間を制限したり、活動を中止したりしております。学校施設におきましては、普通教室には既に全室空調設備を設置しており、今年度中には特別教室にも設置が完了する予定であります。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

高齢者の熱中症予防や対処方法に関する広報の内容は、どのようになっているのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、高齢者だけの熱中症対策は特段行っておりませんが、町民に対し熱中症の予防対策として、各自小まめな水分、塩分の補給、衣服の工夫等や、熱中症の症状及び熱中症が疑われる人への対処方法等の周知を町報等で行っております。また、熱中症予防声かけプロジェクトの一環として、健診受診の方へうちわの配布も併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

予防という意味の広報は、より具体的なほうが実行しやすいのではないかと考えます。私たちには、先入観というものがあります。例えば、熱中症は屋外で激しい運動をすると発症すると思っておられる方も多いようですが、実際は屋内での負荷の軽い活動中にも発生しております。気温の最も高い午後2時頃に気をつければよいと思われている人が多いですけど、午前や夜間にも発症し、午前11時の発症が一番多いそうです。当日の気温が高くなければ、熱中症にならないと考えている人が多いようですが、最高気温の高い日が続いたり熱帯夜が続くと、疲労が蓄積するため、当日の気温が低くても、多くの発生事例があるそうです。広報の面については、今後より具体的に理解しやすい表現が必要になってくると考えますが、これについてはどう思われますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

広報等の内容の具体的な御質問だと思いますけど、暑さ対策を測る指数がございます。これは、環境省や運動環境の指針として捉えられているものでございます。この中に、日常生活における暑さ対策の指標と、あと屋内で活動をする等の効果の内容が書いてございます。高齢者に対しましては、なかなかこの指標を伝える内容が難しいところがございますけど、その指標の図表とその効果を、具体的に広報等で努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

熱中症には、今課長が少し説明されましたけど、WBGTと呼ばれる暑さ指数というのがあります。熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで提案された指数で、気温とは異なり、湿度と日射などの周辺の熱環境と気温の3つを取り入れた人体と外気との熱のやり取りの指数で、暑さ指数28を超えると、熱中症患者が著しく増加すると考えられています。熱中症予防のためには、この暑さ指数の見える化というのが大切な要素だと考えますが、担当課長、いかがでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたけど、暑さ指数につきましては議員御案内のとおりでございますけど、町民にとっては貴重な情報ツールだと考えております。また、見える化につきましては、暑さ指数の使い方はなかなか難しい部分もあり、簡単ではないと思います。したがって、高齢者への対策につきましては、例えば高齢者短大での啓発や、暑さ指数が分かる指標及び日常生活における熱中症予防指針等のチラシを各家庭へ配布するなどの取組が考えられると思います。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

補足いたします。

見える化というのは、温度計があつて、湿度計があつて、それを基にして指数の比較をしながら、自分で判断しなくちゃいけないというふうなことになるかと思います。最近では、マスコミで、特にラジオ、テレビ等では頻繁に天気予報等と言われるとおりに、熱中症対策についていろいろ報道もされております。そういったところを参考にしていただいて、本人さんがそういった情報を基にして、熱中症対策にしっかり取り組んでいただければと、このように思っておりますので、見える化だけじゃなくて、本人さんがそういった情報も取り入れた上で対策をしていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

高齢者に分かりやすい図式なども利用しながら、暑さ指数の見える化で、高齢者のみならず、全町民の皆様が熱中症予防に向けて少しでも意識を持っていただければと考えております。

太良町では、8月17日より休憩スペースとして公共施設4か所を解放されておりますが、利用状況はどのようになっていますでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

町長の答弁でもありましたように、公共施設の休憩所につきましては、役場1階ロビー、しおさい館ロビー、大橋記念図書館、大浦公民館を8月7日より当分の間、熱中症予防避難所として解放いたしています。利用状況につきましては、受付名簿等は設置していないため、正確な利用者については分かりませんが、施設への聞き取りをしたところ、1日平均数名程度の利用があったと報告を受けている状況でございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

江北町では、熱中症予防の緊急対策として、涼みどころ4か所を開設されております。公共施設ではありますが、2か所は休日も対応されるそうです。太良町としては、休日の対応をどのように考えておられますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、涼みどころの利用につきましては、数名程度の利用であり、現時点では休日の対応は考えておりません。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

大町町では、5年ほど前から地域の公民館31か所を、エアコンを利用して涼みどころとして活用をされております。昨年は、11か所の地域公民館が利用され、町からは使用料金の一部が助成される仕組みになっているそうです。高齢者の方ばかりでなく、時間のある人たちにも集ってもらい、集まり場所として定着している地域もあるそうです。この地域の公民館などを活用する方法については、どのように考えておられますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

まず、大町町での取組につきましては、大町町地域の絆づくり支援事業として、活動経費に対する補助があります。対象となるのは、高齢者を中心として区の主催により実施する以下4つの活動に対し、必要な経費を補助するとなっております。補助となる活動については、

社会奉仕活動、教育講座開催活動、健康増進活動など、熱中症緊急対策に伴う公民分館の開放活動となっています。大町町での取組につきましては、個人的にはいいことだと思います。地区の公民館のことですので、区長さん等の相談等があれば、対応を検討したいと思っております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

太良町の涼みどころは今年始まったばかりですので、これからいろいろな要望が増えていくのではないかと思います。

東京都豊島区では、都内で高齢化率が一番高いということで、6月20日から8月末までの間に、民生委員による熱中症予防訪問という活動がなされています。人数が多いので、民生委員の負担が大きいとか、対象世帯全員に継続して訪問することが困難であるなどの課題はあるものの、活動は続けられております。このような活動は、太良町では考えられるのでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

議員御存じのように、民生委員さんの業務は多岐にわたっております。ですから、今区長さん方にお願ひしながら、民生委員さんを推薦してもらっておりますけれども、成り手がないうと。引受手がないというようなことで、苦慮されていると聞いております。ですから、民生委員さんがこれだけ普通の業務をやっておられる上に、熱中症対策でとなれば、毎日のようにそういう対応をしていただかなくてはならないと思います、今暑い日が毎日続いておりますので。ですから、そこまで民生委員さんにお願ひしてということは、今は考えておりません。ですから、今後そういったことで逆に民生委員さんのほうから、こういつて困っているからとか、いろいろな御相談があれば、検討もしてみたいと思っておりますけれども、こちらから民生委員さんに熱中症対策で、送迎を含めてしてもらえないですかということを言う予定はしておりません。災害等とかは1日、2日ですので、大雨等はですね。そのときは送り迎えもしていただいていると聞いております。しかし、そこを熱中症に限ってそういうお願ひをするということは、今は考えておりません。

以上です。

○6番（待永るい子君）

太良町には、民生委員さんのほかに、それを補佐する福祉推進委員さんもいらっしゃいます。年間活動の中の一つに熱中症予防訪問を取り入れてもらい、熱中症の予防対策として取り組んでいただけたら、地域の一人暮らしの方も安心されるのではないかなと思います。

次に、小学生の熱中症対策について伺います。

1点目、熱中症に対するガイドラインは作成されているのでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

町独自のガイドラインについては、作成しておりません。文部科学省が推奨しております暑さ指数を目安として活用しております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

小学生に対する暑さ指数の内容は、どのようになっているのでしょうか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

小学生に特化した暑さ指数は、特にございません。先ほど申しあげました暑さ指数を目安として活用いたしております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

暑さ指数の見える化については、どのような対応をしておられますか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

学校におきましては、暑さ指数を毎日計測し、児童が目につく場所にその日の暑さ指数の掲示をいたしております。また、警戒レベルに達しそうなときには、屋外活動の制限を校内放送などで呼びかけております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

8月22日、北海道の伊達市で、小学校2年の女の子が熱中症で亡くなるという痛ましいことが起こりました。体育の授業が3時間目と4時間目にあり、その間6回の水分補給をしたが、体育の授業の後に倒れて、病院に搬送されました。その日の気温は、33.5度だったそうです。記者会見で、熱中症に対し十分な対応ができていなかったということを言われましたが、太良町において十分な対応とはどのような内容を考えてありますか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

太良町においては、暑さ指数の度合いに応じて、その都度給水タイムを設け、水分補給を促しております。また、屋外活動の制限をしたりしております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

暑さ指数の度合いは、何段階ほどに分かれていますか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

日常生活に関する指針につきましては4段階、運動に関する指針につきましては5段階に分かれております。

○教育長（松尾雅晴君）

議員さんの見える化はどのようにしているかというようなことでありますので、こういうふうに表示を作り、ここに今日の暑さ指数はこれですと放送で言い、保健室の前に掲示をいたしております。それから、暑さによれば、今日の昼休みは20分短縮するぞと。今日は運動場での遊びはいけませんと、そういうのを日誌にちゃんと記入をしております。多良小学校では、ミストシャワーですか、教室から、校舎から運動場に行くとき、運動場から校舎に戻るとき、霧状の、子供たちが気持ちがいいと、そういうことをやっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

小学生、特に低学年の子供たちについて伺いますが、月曜日の朝は荷物が多く、上履きや給食セットや体操着、水筒などなど、ランドセル以外に背中いっぱいの荷物とともに登校をいたします。金曜日の下校もそうですね。登下校時の熱中症のリスクについては、どのように考えておられますか。

○学校教育課長（與猶正弘君）

お答えします。

登下校時には、特に夏の暑い日において熱中症のリスクが高まりますので、保護者や児童からの申出がございましたら、冷感タオルなどの熱中症予防対策グッズの使用を認めております。それで、熱中症のリスク軽減に努めていきたいと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

登下校時は熱中症のリスクが高まるので、軽減に努めていきたいとの答弁ですが、その軽減のための一つの方法として、事例を紹介したいと思います。

兵庫県たつの市の小学5年生の男の子が、市長さんに手紙を書きました。最初は、校長先生に書くつもりでしたが、校長先生だと自分の学校だけのことになってしまう、自分のように困っている小学生のために、市全体で考えてもらおうと考え、市長さんへ書くことにしたそうです。内容は、夏の登下校の大変さを具体的に訴えております。ランドセルが5キロあり、水筒や体操着などで重く、家から学校まで2.4キロ、30分かかるので、登校時大変だが、帰りの3時、4時は汗が出っ放しで頭がぼうっとして熱中症になりそうです。空調付きの洋服と日傘のような帽子をつくってくださいという内容のものでした。空調付きの洋服は2万円近くしますので、予算的に無理があり、日傘のような帽子はメーカーが大分研究しましたが、製品として無理があり、結局は首にかける冷感ネックとランドセルと背中の方にジェル状の冷感パッドを市が配布するという結果になりました。夏の熱中症リスクの軽減の一

つの手段として、このグッズ配布は可能でしょうか。ちなみに、冷感ネックは1つ約1,000円、冷感パッドは約3,000円ほど、小学生300人として120万円ぐらいになります。この配布は可能でしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

親御さん、生徒からの申出は、学校は全て聞いております。意外と少ない。これ、議員さんがお尋ねですけれども、2.4キロ、その子供が朝の登校時に重いというのは分かる。しかし、これは我々が教科書をつくりよるわけじゃない。国がB5の教科書をA4にし、厚く、しかも表装なんかは上等のあれをしてあるわけだから。そうしますと、子供にとって熱中症というのは、登校よりも下校じゃないですか。太良の子供たちに、または親御さんに何名かに議員さんは聞かれたあれがあって、この御意見なんでしょうか。

○6番（待永るい子君）

これは、私自身自身の体験を基に話しました。こんな猛暑が続くような時代じゃなくても、本当に汗びっしょりで、いつもぶつぶつができるような、湿疹ができるような、そんな感じでした。それで、これはニュースであったんですよ、たつの市の子供のことは。それで、子供たちを見ていたら、やっぱり暑い、暑いと言っていたので、私もそうかなと思ってからですね。できたら、そういうグッズがあったらいいかなと思って、一つの予防対策として提案をしたんですけれども、私自身の体験です。

○町長（永淵孝幸君）

実は、私も農作業をしておりますので、首に冷たいのばつけたときは気持ちいいですけれども、ものの20分もすれば、役に立ちません。それを1回冷蔵庫にまた入れてやらんと、使えないわけですよ。ですから、登校時はいいかも分からないですけれども、帰りの時間に、持っていったのは多分ぬくもうてしもうとつけんが、それをまた冷たくしてはめて持って帰らんと、効果はないと思います。ですから、今のところ、そこまでのグッズ等を購入して与える、提供するというようなことは考えておりませんが、ほかに私も考えてはいるんですよ。しかし、ここでどうかじゃなくて、ほかの職員らと協議しながら、関係者とも協議しながらやらないといけないわけですから、もう少しみんなが帰りでも利用できたとか、なるようなことを考えていけばいいんじゃないかなというふうなことで思っておりますので、そういったことで検討はしてみたいと思います。

以上です。グッズは考えておりません。

○教育長（松尾雅晴君）

都市部と田舎、地方とは、子供たちのいろいろな経験したこと、体力的なことが違いますよね。そして、例えば伊福にしたって、大浦は里、休石、4キロ近くあります。そこからでも、特別にまだ1学期3か月、4か月、バス通学はいいですよと言っとっても、子供たちは歩いて、そしてそこからでも、子供たちに何かあいよっかと聞きましても、特別にですねと。

そして、私もこの小学校に電話を入れて聞こうかと思っておりましたが、多良の場合、放課後児童クラブ、そちらのほうに大概の子供がお世話になっております。だから、親御さんが5時、6時にお迎えに来られて、車で帰ると。だから、こことはそういうあれも違うところがありますし、それから地方と都市部の子供たちのそういうあれというのも違うんだろうなど、それを思いながらつくづく思ったところで、お話のように、もし万が一というのを考えておかなければいけませんので、今町長さんが言われたように、子供から、または保護者からの申入れは、4校全て校長あたりは聞くようなあれで対応しておりますし、県の養護部会、鹿島藤津の養護部会、太良町4校の養護部会で、部会ごとにこの熱中症の対応については4校統一した取組をやり、体育館では今日は駄目だ、遊んではいかん、運動場は駄目だ、昼休みは何分と、そういう対応を取っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

太良町におけるそういう学校に対する対策、それは今教育長の御説明で納得をいたしました。安心して見守っていていいのかなと安心しております。最初に述べましたように、気候の変動の激しさは年々増加し、熱中症の増加の可能性も高いと思われます。また、熱中症は何度も同じ人がかかる可能性が高いとも聞いております。少しでも事態がよくなることは取り入れてもらって、高齢者や子供たちが困らないようにしていただきたいと思えます。

続きまして、マイナンバーに関しましての質問に移ります。

マイナンバーに関しましては、国を挙げての施策にもかかわらず、取得者の低迷が続き、カード取得者が増えない自治体に対して、国は地方交付税を減らすなどの圧力もかけました。しかし、数の増加にだけ注目した結果、様々な不備が多く見つかри、現在はその後始末に追われているような気がいたします。

このマイナンバーカードについて、1点目、太良町の取得者はどれくらいか。

2点目、マイナンバーカードを作成していない人が生活で困ることは考えられないのか。

3点目、町内でマイナンバーカードに不備が発生した場合の対策はどうするのか。

以上、3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の2点目、マイナンバーカードについてお答えします。

1番目の太良町におけるマイナンバーカードの取得者数は幾らかについてであります、ちょっと古くなりますけれども、7月31日現在の本町のカード交付件数は6,773件であります。

次に、2番目のマイナンバーカードを作成していない人が生活で困ることは考えられないかについてでございますけれども、カードを持っていないことで日常生活に支障を来すおそれは、現在のところはないと考えております。本人確認書類として、行政手続等において利

便性の向上につながるため、取得をお勧めしているところでございます。

次に、3番目の不備が発生した場合の対策はどうするのかについてであります。万が一不備等が発生した場合は、不備の状況等について調査し、国へ報告後、国の指示に従って関係機関が対応していくことになるかと思えます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

報道によりますと、マイナンバーカードの不備については5点ほど挙げられております。1点目、コンビニ交付サービスの誤交付、2番目、マイナ保険証の誤登録、3点目、公金受取口座の誤登録、4番目、マイナポイントの誤付与、5番目、マイナポータルでの他人の年金記録閲覧。

町内の状況をお伺いしたいと思います。

コンビニ交付サービスはまだ行われていないので、マイナ保険証の誤登録は発生したのでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

本町でのマイナ保険証の誤登録についての報告は受けておりません。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

公金受取口座の誤登録は発生したのでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

本町では、誤登録についての報告を受けておりませんので、公金受取口座についても誤登録は発生していないと思われます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

マイナポイントの誤付与の発生はどうでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

マイナポイントの誤付与についても、報告を受けておりません。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

マイナポータルでの他人の年金記録閲覧などの事例発生はあっておりませんか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

これまでのところ、そのような事案は報告を受けておりません。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

答弁の中に、万が一不備のあったときは、調査をして国の指示に従って関係機関等が対応と言われましたが、この答弁から考えると、太良町では現在のところ不備な点は発生していない状況なので、安心していいと考えていいのでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

マイナンバーカードに関しましては、申請や受け取りが本人なので、施設に入所の方や障害者の方など、申請できない人がまだおられるのではないかと心配をしております。この方たちへの対応は、今後どのように進めていかれるつもりでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

施設に入所中の方や障害をお持ちの方に対しましては、担当職員が出向いて、マイナンバーカードの申請及び交付を行う出張サービスを利用していただくことで解決するかと思います。また、マイナンバーカードの受け取りに関しましては、原則として本人の来庁が必要ですが、申請者御自身が病気や身体等の障害でやむを得ない理由により来庁することが困難である場合に限り、代理人に交付することができます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

申請に関しても、受け取りについても、役場の担当の人に出張サービスを依頼すれば、寝たきりの方でもマイナンバー作成はできるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

それでは、最後の質問に移ります。

母子手帳の別名併記につきましては、父親の育児参加が進んだことや同性パートナーや独り親所帯など、家族の多様化を背景に、父親が活用しやすくする狙いや市町村が特色を出すことなどを目的として、厚生労働省が昨年12月、自治体の判断で母子手帳に別の名前を併記

することができる通知を出しております。母子健康手帳という本来の名称は、法律で決まっているので変更できませんが、別の名称を併記する、付け加えることはできるということですが、この母子手帳について、1点目、母子手帳の歴史と目的はどのようなものか。2点目、現在の内容についてはどのように認識をしているのか。

以上、2点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の3点目、母子手帳の別名併記についてお答えいたします。

1番目の母子手帳の歴史と目的はどのようなものかについてであります。歴史につきましては、戦時中の1942年に妊産婦手帳として発行されたのが始まりで、1948年に産後の母親の状態と乳幼児の健康を記録する役割が加わり、1965年に母子健康手帳と名称が改められ、今の形になったと認識をいたしております。

また、目的につきましては、母子保健法に基づき、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種など、妊娠時及び育児のために必要な事項を記載し、妊娠中や産後の母親の健康と、子供の健康及び健全な発育を図るために交付するものであります。

次に、2番目の現在の内容についてはどのように認識しているのかについてであります。妊娠中や乳幼児期は急に健康状態が変化しやすく、この時期が生涯にわたる健康づくりの基盤となることから、母親と子供の健康記録として重要なものであると認識をいたしております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

母子手帳の発育記録は、出産予定日前後に身長50センチ、体重3,000グラムぐらいの大きさで生まれてくる子供を基本に作成されていると思いますが、記録できる数値はどれくらいからでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

母子健康手帳の身体発育曲線に記録できる数値につきましては、身長は40センチから、体重は1キロからとなっております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

基準範囲に入らない、身長40センチ以下、体重1,000グラム未満の子供たちの記録はどのようなになりますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほどの御質問につきましては、母子健康手帳の余白のスペースに記録を記入していただくようにと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

全国で初めて、当事者である母親たちと一緒に作成をされました低出生体重児用の手帳であるリトルベビーハンドブックと母子手帳の使い分けは、どのようになっているのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

リトルベビーハンドブックと母子健康手帳の使い分けはどうなっているのかについてであります。佐賀県では低出生体重児等の保護者支援を目的に、当事者団体や小児科医師等の協力を得て、未熟児の成長や発達、メッセージ等を記載した母子健康手帳のサポートブック（副読本）、さがリトルベビーハンドブックを作成されています。このハンドブックにつきましては、令和3年4月より県内及び隣県福岡県、長崎県の一部の医療機関のNICU（新生児集中治療管理室）を通して配布が開始されております。対象者については、出生体重が1,500未満の子供とその家族及び低出生体重児で、この冊子を必要とされている方で、いずれも佐賀県内にお住まいのお子様とその家族となっております。また、使い方については、子供が生まれたときから満6歳までの成長や医療の記録ができるようになっており、市町で交付されている母子健康手帳と併せて使用することとなっております。健診や赤ちゃん相談の保健指導の場面でも、母子健康手帳を中心に活用されており、リトルベビーハンドブックは保護者が記録のために活用されることが多いと認識しているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

家族の多様化や子育てに関する社会の意識変化に伴い、現在、都道府県庁所在地と政令指定都市の3割に当たる15市区が母子手帳に別名、別の名称を併記しております。手帳は誰のものというアンケートでは、1位が家族全員のものという結果でした。ちなみに、岡山市や宮崎市では、男性の育児参加を促すきっかけづくりを目的に、親子健康手帳という別名が併記されております。この母子手帳に別名併記することについては、どのように考えておいででしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

ただいま待永議員の別名併記をすることについての御質問がありましたが、質問の趣旨を確認したいため、反問の許可をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（江口孝二君）

どうぞ。

○健康増進課長（中溝忠則君）

先ほど、別名併記についての御質問がありましたけど、この別名併記をすることによって、

どのような利点といたしますか、メリットがあるのかなというふうに思いますので、そこらあたりをお話しただけであればいいかと思えますけれども、どうでしょうか。

○6番（待永るい子君）

ずっと母子手帳というのは母と子の記録というのが主になっておりましたけれども、先ほどもお話ししたように、同性パートナーとか、いろいろな家族の形も変わってきていますし、一番の目的とするのは、男性の積極的な育児参加ということで、自分もそういう子供を育てているという意識を高めるための一つの、母子手帳じゃなくて、そのほかにも家族手帳なり、そういうので、少しでも意識を高めてもらったらなというのを目的に質問をしております。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど待永議員のほうから、別名併記につきましては、いろいろなパートナーもありますので、そこら辺で親子手帳等の別名併記ができればという御質問だと思います。うちのほうは、母子健康手帳の別名併記については現在のところ考えておりませんが、町民からそういった御要望とか相談があった場合は、別名併記については今後検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

母子手帳は、昭和17年、戦時中に誕生いたしました。戦時中にもかかわらず、人口を増やすための一つの施策とされて、妊婦は物資の配給など、優先的に行われ、定期的な医師の診断も受けやすくなっていたようです。これまでずっと母と子の健康記録としての役目になっておりましたが、これからの母子手帳の役割についてはどのように考えておられますか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

母子健康手帳の役割につきましては、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種など、妊娠時及び育児のために必要な事項を記載し、妊娠中や産後の母親の健康と子供の健康及び健全な発育を記録するためのものであります。この時期は、生涯にわたる健康づくりの基盤となることから、お母さんと子供の健康記録として、またその後の予防接種履歴を把握するためのツールとして、大切な役割を果たすものだと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

日本全国、少子化で悩んでおります。女性が子供を産まない理由の一つに、育児の大変さを挙げております。核家族になればなるほど、男性の育児協力がなければ、女性の負担が増え続けます。たとえ名前であっても、それが当事者意識として広がっていくのなら、家族手帳の別名併記があってもいいのではないかと思います。これからますます多様化していく社

会の中で、一人でも多くの男性の方が育児を楽しみながら、父親として成長されることを希望して、私の質問を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで1番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番通告者、大鋸議員、質問を許可します。

○1番（大鋸美里君）

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い質問を始めさせていただきます。

2023年、情報戦争の真ただ中、世界は二極化していますが、着々と管理社会へと突き進んでいます。今や、情報は買う時代になっています。情報の蓄積によって、社会への常識がつくられていきます。ですので、常識が正しいわけもなく、非常識が間違いでもありません。時代によって、常識と非常識は変わっていきます。

生活の中での不安や課題も、常に変化していきます。世の中の情報は、常にとどまることなく変化していきます。2019年12月、中国武漢から始まったとされている新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は大きく変わりました。あれから3年ほどたち、今年5月に2類から5類へと位置づけが変わりました。その間に、新型コロナワクチン接種が始まり、現在6回目の追加接種が行われています。日本国民の多くが接種した新型コロナワクチンへの認識も変わり出しています。新型コロナワクチンは、人類で初めて使用されたメッセンジャーRNAワクチンです。これまでのワクチンでは、動物での治験の後に人での治験と研究を通常5から10年ほどかけ、一般の人に使用されてきた歴史があります。異例の特例承認として始まった新型コロナワクチンは、人での治験は行われておらず、接種開始から現在も、治験という形で進められている現状があります。

開始当初から、遺伝子ワクチンの開発者であるロバート・マローン博士やエイズウイルスを発見してノーベル賞を受賞したリュック・モンタニエ博士など、世界中の多くの科学者、医師が早くからこのワクチンに対して警告を発しています。元ファイザー社の社員で免疫学の専門家マイケル・イードン博士とドイツのウォルフガング・ヴォーダルク博士は、2020年にコロナワクチンの投与はニュルンベルク綱領に違反している、人体実験であるとして、COVID-19ワクチンの中止を要求する嘆願書を欧州医薬品庁に提出しています。日本においても、多くの医師をはじめ医療従事者や全国の医師などが、新型コロナワクチン接種中止の嘆願書を厚生労働省に提出している経緯がございます。アメリカでは、何千人もの医師や

科学者、医療関係者が訴訟を起こし、ファイザー社は敗訴し、2022年3月、75年間隠蔽する予定だったコロナワクチンに関する研究結果、5万5,000ページに及ぶ内部資料が公開されました。そこには、3か月で4万2,000人にメッセンジャーRNAワクチンを接種、うち1,223人が死亡、死亡率は2.9%、1,291種類もの重篤な副反応が起きたと明記されていました。さらに、ファイザー社のワクチンが感染の予防、重症化、死亡率を抑制する保障はないとはっきりと明記していたようです。このことについては、欧州議会でファイザー社員とのやり取りでも今明るみになっています。そういう動画も今見れますので。ほとんどの国においては、昨年の時点でワクチン接種は中止している現状です。日本だけが、現在もなお接種を続けている状況です。ファイザー社の資料には、ワクチンの副反応として、頭痛や目まい、感染症、神経痛、帯状疱疹、せき、たん、息苦しさ、動悸、心臓痛、血圧上昇、吐き気、嘔吐、下痢、生理周期の乱れと、多岐にわたる症状が記載されており、国はこの情報を知った上で国民に接種勧奨をしています。大きなメディアでは取り上げられませんが、SNS上では様々な国の方々がアップしていました。当時、太良町議会でも、ファイザー社の内部資料の存在について話題にされていたと記憶しています。

このような動きがある中で、新型コロナワクチン接種が進み、新型コロナワクチンはこれまでに国内で1億人が1回以上接種し、8,600万人以上が3回以上接種しています。そのような中で、日本でも新型コロナワクチンの副反応被害が上がってきております。

質問1、過去46年分全てのワクチン被害を超えている史上最大の薬害である新型コロナワクチン接種後の副反応被害について、町長に問う。

(1)厚生労働省の2023年7月まで、新型コロナワクチンの健康被害救済制度等による現状について問う。

(2)県内及び町内における新型コロナワクチン接種後の副反応報告はあるのか。

(3)ある場合は、どのような対応をされているのか。

(4)県内及び町内で副反応相談窓口をされているのか。ない場合、他県等で設置している自治体はあるのか。

(5)町内では、設置予定はあるのか。

(6)予防接種被害者救済制度申請に伴う手続及び料金についてはどうなっているのか。

(7)(6)に際し、町内該当者への配慮はあるのか。

(8)接種に際して、副反応被害の現状についての情報開示はどのようにしているのか。

お願いします。

○町長（永淵孝幸君）

大鋸議員の1点目、新型コロナワクチンの薬害についてであります。最初に申し上げておきますけれども、厚生労働省は新型コロナワクチンについて、薬害という表現はいたしておりませんので、そこを踏まえて、以下答弁してきたいと思っております。

コロナワクチンの安全性については、世界中で広範囲にわたって研究が行われており、その結果、ワクチン接種による副反応はほとんど軽度なものであり、重篤な副反応はまれであるとされており。また、コロナワクチン接種によってコロナウイルスの感染や重症化を予防する効果があり、安全性と有効性の両面で公衆衛生上有益なものであると判断されております。

それでは、1番目の厚生労働省の2023年7月まで、新型コロナウイルスの健康被害救済制度等による現状についてであります。厚生労働省によりますと、予防接種後健康被害救済制度につきましては、予防接種の副反応による健康被害は極めてまれですが、不可避免的に生じるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済する制度であると認識いたしております。

なお、町内では、この制度によって申請された方は3名です。

次に、2番目の県内及び町内における新型コロナウイルス接種後の副反応報告はあるのかについてであります。2023年7月時点での副反応疑い報告で申し上げますと、県内が184件、うち太良町が7件であります。

次に、3番目の、ある場合はどのような対応をされているのかについてであります。予防接種後の副反応疑い報告については、定められた症状を診断した医師が厚生労働省が委託する専門機関に報告し、その情報が厚生労働省に共有され、都道府県を介して該当の市町村へ情報提供されることとされております。国のQ&Aによれば、市町村へ何らかの行動を求めるものではないとされており、町としても特段対応はいたしておりません。

次に、4番目の県内及び町内で副反応相談窓口を設置されているのか、ない場合、他県等で設置している自治体はあるのかについてであります。各都道府県において体制が整備されており、佐賀県では新型コロナウイルスワクチンに関する専門的相談窓口（コールセンター）が設置されております。

なお、町におきましては、相談窓口は設置しておりませんが、相談があった場合は個別に対応を行っている状況でございます。

次に、5番目の町内では設置予定はあるのかについてであります。現在のところ、副反応相談窓口の設置予定はありません。

次に、6番目の予防接種被害者救済制度申請に伴う手続及び料金についてはどうなっているのかについてであります。予防接種後健康被害救済制度の手続につきましては、予防接種を受けられたときに住民票を登録していた市町村に、まずは御相談をしていただくこととなります。また、予防接種法に基づく予防接種を受けられた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。

なお、料金につきましては、申請に係る費用は自己負担となっております。

次に、7番目の予防接種被害者救済制度申請等に際し、町内該当者への配慮はあるのかについてであります。予防接種後、健康被害救済度の申請手続の際は、個室での相談対応を行っており、プライバシーの保護に努めているところでございます。

なお、費用に係る助成等は行っておりません。

次に、8番目の接種に際しての副反応以外の現状について、情報開示はどのようにしているのかについてであります。接種券の送付の際には、厚生労働省が作成したワクチンについての効果や副反応の注意事項等が記載された説明書を同封しているところでございます。

なお、町独自の副反応被害の情報開示はいたしておりません。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

1番の厚生労働省の救済制度の認定の現状について、どのような状況かというところで質問をさせていただきます。

厚生労働省の2023年7月まで、新型コロナワクチンの健康被害救済制度の認定者数は何人となっているのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほどの質問事項の答弁につきましては、国の予防接種後健康被害救済制度の審査を行う疾病・障害認定審査会の資料により答弁をいたしたいと考えております。

それでは、認定件数につきましては、3,586件であります。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

そのうち、死亡者は何人になっているのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

件数につきましては、147件でございます。

なお、件数は健康被害救済制度における死亡一時金、葬祭料の請求の認定がなされた件数であります。この認定に当たっては、請求された疾病等と予防接種との因果関係について、厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とするとの考えに基づいて審査が行われております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

あと、ワクチンのロットごとの死者数の違いなどはあるのかどうか分かれば、お願いいたします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

公表されていないため、分かりません。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

このワクチンロットは、多分開示請求を行った議員がいますので、そこから説明をさせていただきたいと思います。

鎌倉市議の長嶋議員がその請求を行っている分で、国はロットごとに集積をされています。その中で、例えばE X 3617については81人亡くなっているとか、ロットによってかなり差があるということが表記されています。こういった状況もありますので、一応お聞きしたというところですね。ですので、少ないのではなかったり、でもこれは報告に上がっている分だけの中での集積になっている状況です。

あと、主要な死因は何か、分かりますでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

主要な死因につきましては、突然死、脳梗塞、脳出血などの脳血管疾患、心筋梗塞、心不全、不整脈などの心疾患によるものが多いようです。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今言われましたように、循環器におけるそういったところでの亡くなった方が多数いらっしゃるというふうなデータが上がってきております。

次に、若年者における死因はどのようなものがあるか、また基礎疾患等はそれであったかどうかはもし分かれば、お願いいたします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

若者の死亡者につきましては、10代から30代までを見ますと、突然死、急性心筋炎、脳出血などが記載されております。関連する基礎疾患及び既往歴に記載があるのは、脳動静脈奇形、肥満、不整脈などがあります。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今言われたように、基礎疾患がある方もいらっしゃるれば、多くは基礎疾患がないという方もいらっしゃいます。10代の方も、この認定には上がってきておりませんが、被害の報告の状況として上がってきている方もいらっしゃるという状況です。

あと、審査未了、まだ審査が終わっていないという状況があると思うんですが、それは何件ほど今あるか、お願いいたします。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

審査が終わっていない、未了につきましては、公表資料によりますと、保留118件を含め4,294件でございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今、まだ4,000件超の数の審査が進んでいないという状況です。これまでの審査状況で、大体85%前後が認定を受けていらっしゃるということで、このまま進めば、今の3,500人からもっともっと増えるという状況になるかと思っています。こういう状況が今日本の中で起こっているというのがあるというのを今お伝えさせていただきましたので、今お聞きしたところは、健康被害救済制度の認定者数なんですよね。これは、ワクチンの予防接種の救済制度認定になります。それで、また別に、これは厚労省が発表している被害、接種後の状況ですね。これは、製造販売者のほうからの、お医者さんたちからの副反応被害の報告ということで、今これは7月28日現在、これは厚労省が発表している数ですが、接種後死亡されたのが2,076人で、重篤者が今2万7,361人いらっしゃるということで、この中の方々が先ほどのワクチンの健康被害救済制度のほうに、皆さんしているかどうかというのは数を見れば全然違うとは思いますが、その方たちが改めてまた別の救済制度のほうを使って、今申請をなされているという状況です。

また、今課長が述べられた数ですけれども、それと、あと毎月300から400ペースで申請が増えているという情報もあっていますので、今後さらに被害が増えることも予測されるのではないかということでした。

さきに述べましたファイザーの副反応の資料では、2.9%の方が死亡、亡くなっているという報告もファイザー社のほうで出ておりますので、全体の接種者の3%が亡くなるということは、これを国は承知した上で行っておりますので、この数を国はまれに起こると表現しているというふうに受け取ってもよろしいのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど議員のほうから、死亡者の方の人数を述べられましたけれども、亡くなられた方につきましては、それはきちんとした形で報告があっているもので、それはそれとして否定はできないと思うんですけど、先ほど救済制度のお話をされたと思いますけど、この救済制度につきましては、ワクチンを打ったからお亡くなりになられたのか、それともたまたま御高齢でいろいろな疾患、あるいは病気を持たれて亡くなられたという方が、なかなか因果関係がつかめないこともあるかと思います。これは議員のほうも御認識だと思いますけど、そういう中で、先ほどの予防接種後健康被害制度の件数につきましても、そういった因果関係も分

からないようなものもこの件数に入っていますので、一概にはなかなかその数字というのを、これもどこまで信じるかは分かりませんが、そういった状況もございますので、そこら辺にありましては、厚生労働省のほうもそういったワクチンについての安全性とか、あるいは副反応被害等々の内容も書いてあります。当然、先ほど議員のほうから冒頭に情報は買うものだというふうに述べられましたので、その辺は情報をどこまで本人さんが認識して、確認して、それを自分のものにするかは分かりませんが、一応数字的にはそういったものも、因果関係が分からないものも件数に入っているというふうなことがありますので、そこは議員も御存じだと思いますので、そこら辺は件数がどうだというのは一概には言えないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

ありがとうございます。国の表現だと思いますので、そういうふうな国はまれに起こるといふ、これは厚生労働省のホームページを見ても、そのように書いておりますので、ただそのまれというのがどういう状況なのかを一人一人が知るといふのはすごく大切なことですので、この場で数のほうを課長のほうにお聞きしたところでした。

改めて、この新型コロナワクチンとは何かということなのですが、人の体の仕組みとして、コロナは太陽を意味するというふうに言われています。丸い表面、ウイルスがあるんですが、そのところにとげとげがあって、それがスパイクたんぱくと呼ばれているそうです。ボールみたいな形で、それにとげがついていると。そのスパイクたんぱくが細胞の突起にくっついて、それで人の細胞の中へ侵入すると。そのスパイクたんぱくが増殖することによって私たちは感染して、いろいろな症状を起こすという。それに基づいて、じゃあそれに対してワクチンが今回開発されたということなんですね。じゃあ、そのワクチンはどんなことをするかというと、スパイクたんぱくの部分の一部を取り出して、それを油に包んだものが新型コロナワクチンになります。それを体内に入れることによって、スパイクたんぱくの設計図といわれるものを私たちは取り入れるわけですね。それを取り入れると、それが人の細胞の中に入って、あらかじめスパイクたんぱくをつくり出すということをやります。そうすると、そのつくり出したものに抗体というものを持ってきて、その抗体が侵入を防いだり増殖をしないということに、そういう働きがあるのではないかということで、今回それを世界的にメッセンジャーRNA、これは人に使ったこととしては初めて、人類初のことだったんですが、これまではウイルス自体を入れ込むとかということだったんですね。生きたものを少し弱めてするのが生ワクチン、それを全く無毒のもの状態にするのは不活化ワクチンということだったんですが、その機序とは全く別のもの、それが毒をつくり出すというものだったんですね。ですが、それが本当は2週間ぐらいで無毒化するだろうと言われていたのですが、いろいろな研究が今進んできて、それが無毒化されずにずっと、スパイクたん

ばくが血中の中に入る。それが異物として捉えられて、そこにはあっと抗体が集まって、それは異物なので、それを排除しようと体の反応が起こるんですね。それがいろいろなところで起こります。でも、それがどこにも行きようがなく、血栓になってしまったりとかということが体の中で起こっているということが今明らかになってきているということです。ですので、先ほど循環器系でお亡くなりになった方が多かったと思うんですが、そういったところで何らかの体の中でそういったものが起こって、いろいろ、血栓が頭に飛ぶと脳梗塞ですし、心臓であると心筋梗塞ですし、あとは足だったりすると足が壊死したりとか、腎臓であれば腎臓が不全になったりとか、いろいろなことが今起こってきているのではないかとということで、症例も上がってきていますし、これは日本だけではなく、全世界で起きていることですので、それにいち早く警鐘を鳴らしている方々がたくさんいるという状況で、海外においては既に接種がないという状況です。先日、バイデン大統領が義務化するということを言われていましたけれども、アメリカの中でも二極化があって、それには絶対反対だという声も上がっておりますし、先はどうなるか分かりませんが、そういったことが今分かってつつあります。

こういった記事を、日本の東京理科大の村上教授がこういった詳しい内容を動画などで配信したりされておりますし、論文として提出したりして、その内容を欧州議会の方々がしっかりとキャッチして、これは国民には危ないということで、方向転換をされたという話もあるようですので、いろいろなことを、情報をキャッチしながら、国はいろいろな情報をキャッチしているとは思いますが、それ以上にいろいろな情報が今出てきておりますので、それでまた現場でもそういうことが起こっている、私の周りでも起こっていますし、そういったところを踏まえて今回質問もしたわけなんです。

その中でもう一つ大きなことが、免疫抑制が起こってきているということも分かっています。このスパイクたんぱく遺伝子が細胞に入ると、細胞はウイルスが入ったという認識になります。異物、別のもので認識するんですね。そういう別のもが入ると、必ず免疫系というのは反応して攻撃をするというのが人間の体の仕組みです。それで、それを攻撃することでばあっと抗体ができるんですが、ただ普通の感染ではですね、この抗体の種類が2種類あるんですが、一つの抗体だけが山のようにできるということが分かったそうです。それで、もう一つの重要な細胞性の免疫というのがあるんですが、それは何をするかというと、ウイルスなど、私たちが感染したときに、それを最初にやっつけてくれる人たちがいるんですね。それが抑えられてしまう。だから、感染して、何かだるいけど熱が出ないとか、むしろ症状が出なくなっているということが起こってきているという、これは世界各国の論文でそういうことが起こっていますし、そういうことが起こっているからこそ、皆さん警鐘を鳴らしているという状況になってきています。なので、副反応の中でもずっとだるいとか、でも病院に行っても検査的には何も出ないとかというのが結構あるようです。だから、なかなか

かそれが理解されなかったり、今度は心療内科に行かされたりとか、いろいろなことが起こっているという状況です。それで、免疫が抑えられますので、どうしてもがん細胞を抑える働きも、それすらも弱まってくるということで、がんも増えてくるとかですね。それで、打てば打つほど免疫の抑制が起こってくるということで、眠っていた細胞が起き出して、带状疱疹なんかが出てきたりとか、そういうことが起こっているということです。それで、スパイクたんぱくだけに反応する抗体だけが異常にできてしまうということなので、通常のいろいろなウイルスに対しての抵抗がなかなか抑えられなくなっています。しかも、症状がないので、気づいたときには肺炎になっているとか、そういう事例もあるということでした。ですので、いろいろな症例が今ようやくというか、集積されてきているわけですが、まだ解明というところには、国が本腰を入れて行っておりませんので、なかなかそこは厳しいかと思うんですが、そういう状況があるということです。

ここで、コロナワクチンによって家族を亡くされた御遺族のつなぐ会というのがあります。この会は、2022年10月20日に発足しています。代表の鶴川さんは、それまでの1年半で300人以上の方の遺族の方の相談があったということです。若い息子さんや大事な伴侶を亡くされた方が、74名が今年の6月現在で会にいらっしゃり、そういう方々が啓蒙の活動をされたりとか、被害者の方の相談に乗ったりされているということです。皆さん、愛する家族の生きたあかしを残したいとして、被害者遺族の方々によるドキュメンタリー映画なども作られて、全国で上映会がされているようです。

その中、上映された映画の中に出てこられる被害者の方で、2021年10月、宮城県に住む須田睦子さんは、御主人を亡くされています。接種から3日後、急性循環不全で亡くされています。当時、須田さんは4人目を妊娠中だったということで、接種後御主人が熱が出て、ずっと心臓を抑えて息が苦しいと言われていたそうです。夜寝るときも、一瞬楽になったねと言いながら、でも夜は長男、次男と一緒に休まれたそうです。そうすると、朝お子さんがお父さんが息をしていないということで、お亡くなりになったのに気づかれたそうですね。同じく2022年10月、鎌倉市の13歳の野球少年、この子は2回目のワクチン接種の4時間後に帰らぬ人になったということです。野球が大好きで、お風呂がいつも長かったのも、でもいつもよりかなり長いということで、何かおかしいというお母さんが浴槽に行くと、つらいですけど、浴槽の中に沈んでいらっしゃったということです。すぐに心臓マッサージを施して、救急搬送されたということですが、間もなく死亡が確認されたということですね。お二人とも、生前は基礎疾患はなく元気だったそうです。さきの須田さんのほうには、先ほどの健康被害の認定をされて、でもこれは結果が出るまで、因果関係が不明ということで1年ほど待たれていましたが、認定を受けられたということでした。野球少年のほうは、まだ認定を受けられていないみたいですが、このお二人の共通点としては、ロット番号が同じだったということが分かっております。これはなぜかという、先ほどロット番号を調べたというのが

ありますが、鎌倉市議の方ですね。こういった情報もお母さんの同意を得て、ぜひこういった事例があるということをお伝えしてほしいということで、議会のほうでも取り上げられております。

ロットについては、世界でも研究がされていて、ニュージーランドのほうでは調査論文でも報告されていますが、3つに分かれていたということも分かってきているそうです。1つは、割と重症だったりとか、もう一つは普通の、そんなにないと。もう一つは、ほとんど副反応がないという、この3つに分かれているという報告もあるようです。

そういった現状もあるということで、これはほんの一部です。先ほど、今認定されている方が140名だったと思いますね。この方たちについては因果関係があったということで、今国が認めているということですので、副反応被害でお亡くなりになっているという事実があるということです。それぞれに人生のドラマがありますので、そこを深く掘り下げていくことは困難ですが、そういった事例が現実には起こっているということを私たちは知るといっても必要な時期に来ているのではないかと思います。

次の2の県内及び町内における新型コロナワクチン接種の副反応報告について、県内では184名、町内では7件とのことですが、こういったふうに県内でも報告がなされてきているという状況があるということです。県内では、お一人認定が、80歳の男性が、これもニュースになっておりましたが、認定されたという、死亡の一時金が支払われたということになっているようです。

それで、3番ですね。

あとは、2023年6月14日は、立憲民主党がコロナ後遺症対策推進法案と、あとワクチンの健康被害救済法案を衆議院に提出されています。コロナワクチンの被害の実態を明らかにする動きを急速にするべきではないかということで、そういった動きも出ております。民間の、先ほど紹介しましたワクチン被害者をつなぐ会や、これも民間ですが、全国有志医師の会によると、現在新型コロナワクチン後遺症と思われる患者さんが全国で急増している、しかし一般の医療機関においてワクチン後遺症という名前は否定されることが多く、治療を受けたい患者さんは、受診する先が見つからずに困っているという現状だということです。私が出会った方も、隣の県に住む若い女性で、接種後歩けなくなったということでした。いろいろな病院を守り、自宅から離れた病院でようやく治療を受けることができたという方もいらっしゃいます。ほかにも、親が接種後に倒れたが、本人は関係ないと思っている方や、体調不良が続き受診したところ、ワクチンの後遺症であるとお医者さんに言われた方もいらっしゃいます。本人が認識がないというケースも潜在的にはあるということに、そういった話も多くあるということでした。実際に診療に当たる医師の先生方も、後遺症は診療科を越えて多彩だということです。一般的な治療ではなかなか改善しないことも多いと。要は、コロナ後遺症とも似ているということでした。コロナ後遺症、先ほど言っていますけれども、ワクチ

ン後遺症と今お医者さんに聞くと、こういうことを言われていますね。心筋炎、心筋梗塞、脳梗塞、くも膜下出血、循環器系のものだったり、あとは帯状疱疹、皮膚疾患。なので、皮膚科のほうには、結構皮膚疾患で行かれる方も多いようです。これは、皮膚科ジャーナルとかでも副反応被害を取り上げられるという症例もあるようです。ということで、いろいろなことが今分かり、表に出てきているけれど、それが副反応であるということの認識がなかなか進んでいないという現状ですね。どうしてもコロナ後遺症とかぶっているの、そっちじゃないかというふうに思われているということもあるようです。

あとは、相談窓口については、今のところ対応は考えてはいらっしゃらないということでした。数件申請をされている際には、恐らく何かしらの相談があったと思うんですが、そういった体のことについての相談というのは、今のところないということでもよかったですでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほどの相談窓口についてですけど、最近1件、皮膚の発疹、ワクチンを接種後の発疹があったということで御相談がっておりますけど、その後その方は体が回復して、改善傾向になったというような報告がございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

この相談窓口について、自治体でも受付をされているところもあります。大阪の泉大津市などは、そういった窓口を設けていると、相談に来られる方がいらっしゃるということで、ただ来る方が当人だったりするので、かなり身体的にきついという、きつい姿で来られたりするので、何らかの援助が必要かということで、申請の手続についても少し補助をしたりということが必要になってくるということでしたので、泉大津市では、申請の手続の費用などについても助成をされているということでした。

あと、泉大津市では、ワクチン後遺症のプログラムというのも独自に取り組まれている自治体でもあります。今こうやって症状が出ている方が多くなってきたということで、ほかの自治体からも問合せがあっているということでした。私も担当課のほうにはお伺いして、お話を聞いたところではありますが、身体的な理由だったりするので、デリケートな面なので、なかなか言い出しにくいとか、そういったこともあるということでしたので、心に寄り添うじゃないですけども、そういった配慮というのも必要になってくるかなと思っております。

あとは、このような流れがあり、私たちはテレビからなかなか情報を得られなかったりするというのが今の現状だったりするかと思います。皆さんがおっしゃるのは、人類初の遺伝子ワクチンの今の流れに、本来なら一旦立ち止まる必要があるのではないかと、被害者の方々も声を上げられております。先日8月28日は、24回目の薬害根絶デーでした。日本は、

これまでにペニシリン、サリドマイド、スモン、薬害エイズ、陣痛促進剤、3種混合ワクチン、ソリブジン、薬害ヤコブ病、薬害肝炎、薬害イレッサ、薬害タミフル、子宮頸がんワクチンなどなどの薬害があります。子宮頸がんワクチンについては、裁判がまだ行われているにもかかわらず、勸奨が開始になっているという日本の現状です。薬害根絶デーには、それらの被害者や御家族が集まり、今年はコロナワクチン被害者である、御主人を亡くされた先ほどの須田さんも登壇があったということです。

この新型コロナワクチンの有効性や安全性を研究するためのデータベースを早急に構築するようにと国にも要望を出されておりますが、国の返答としては、令和8年までにデータベースを整備できるように進めるとの説明でしたので、あと3年は情報収集を行っていくという国の姿勢だということが今分かっている状況です。

ですので、冒頭での回答でもありましたように、コロナウイルスの感染や重症化を予防する効果があり、安全性と有効性の両方で公衆衛生上有益なものとのことでしたが、国は有効性や安全性について、あと3年かかるという説明というふうになっていると思いますが、このような認識でよろしかったでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今、国の姿勢がそういった状況だということで、皆さんで認識されたと思っております。

国がなかなか動かないので、京都大学の福島雅典氏が代表となって、今ワクチン問題研究会を立ち上げられ、症状などのデータベース化を民間で開始されているという状況です。ワクチン接種に関しては、メディアでは接種のメリットばかりが叫ばれて、リスクについてはほとんど語られないというふうに、接種被害の方からもそういう声が多いです。民間でそういう調査をしたり、被害の報告をこうやって、どうだったかというのを取り入れていらっしゃるというところもあるんです。これは、被害者の声を届けるアンケートということで、山口県岩国市の方がインターネットでアンケートをされています。230名ぐらいの方がお答えをされていますけど、いろいろなことが書いてあり、なかなか読むのがつらくはなるのですが、そういったことが現実に起こっているということです。

それで、世界を見渡すと、カナダ、フランス、ニューヨーク、ドイツ、イスラエル、ニュージーランド、イギリス、スペイン、オランダ、イタリアなどは、ワクチンや政府、メディアに対する大規模な抗議活動が今までに起こっているのですが、日本のメディアでは一切報道されておりません。ワクチンの接種率を上げるためというところもあるのでしょうか。それで、何でメディアでは取り上げられないのかというところなんです、テレビは特にスポ

ンサーによって成り立つ仕組みがありますので、スポンサーに都合の悪い内容は流せない、流さないのが情報化社会の常識となっています。巨大な医薬品のビッグファーマーが牛耳るメディア業界ですので、なかなかこのことを取り上げるということは厳しい状況だということ、今皆さんも御存じかと思っております。なので、情報はなかなか、来るものだけを見ていると、命も取られてしまうんじゃないかという状況に今来ているのではないかと思います。このワクチンに限らず、いろいろなことが今起こっている世の中ですので、こういったところで接種者の情報開示についてですが、何か今後どうされるかというところで、ネットで厚労省のホームページを探っても、なかなか見にくいというのが現状です。ですので、町としてもこれまでも情報を発信されてきているとは思いますが、いろいろな情報の発信の仕方があると思います。先ほどの泉大津市では、ユーチューブやSNSを使っていろいろな情報を発信されたりしておりますので、町長自らそういったことを今後なされるという、例えば太良町のユーチューブだったり、そういう、このワクチンに限らずですね、そういったところもいろいろな情報の発信の在り方というのが、今変革の時期かなと思いますので、そういったことも取り入れながらやっていただければなと思っております。

今回のコロナワクチンの副反応というのは、被害に遭った方については命の問題です。一生涯このままなんじゃないだろうかという方もいらっしゃるようですので、一人一人がこの情報を知るだけで、被害に遭われた方の心が少し楽になったり、そういった意識でいろいろな方々とつながっていくと、そういった声を上げやすくなるという環境をつくっていくのも町の在り方ではないかと思いますので、そういった窓口の検討などを今後していただけたらと思っております。

時間が押していますので。

それで、被害に遭われた方が一日も早く回復しますことと、また亡くなられた方々の御冥福を祈りながら、次の質問に移らせていただきます。

○町長（永淵孝幸君）

先ほどの町に対して、私たちに対して、情報開示というふうなことだったわけですけど、そこについて答弁だけさせていただきます。

今町のほうでは、国、厚生労働省の趣旨に基づいて、指導に基づいて、町民の皆さんにワクチンの接種券を配布しております。その中に、いろいろな問題点を含めて、心配事を含めて書いております。最終的には本人さんがそれで、接種するかしないかは本人さんの意思ですので、接種される方は同意をしますというようなことで、病院で接種してもらっていると思います。ですから、あえて町独自でいろいろなワクチンについての情報開示と申しますか、そういったところまでは考えておりません。議員はいろいろなことを詳しく勉強もされておりますということも理解しておりますので、そういったことを含めて、町のほうではあくまでも国の指針に基づいて、何かあったら国に相談をしながら、国の指示を仰いでいくと、こ

ういうやり方でやっていきたいと思えます。ですから、接種されるかしないかは、本人さんの意思に基づいて、しっかり考えた上でやっていただければと、このように思えます。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

もちろん、予防接種に限らず、いろいろな自分が行う行為というのは、一人一人が自分の意思で行っていくものだと認識しておりますので、そこを一人一人が自分の体に入れるもの、食べるもの、全てのものについていま一度立ち止まって、考えていただくということが必要ではないかと思っております。

それでは、次に進めさせていただきます。

質問2、秋から始まるXBB対応1価ワクチンについて、先ほどの副反応被害と同じように、町民の方からこれは大丈夫なのかという相談がありましたので、質問いたします。

- (1) どのような効果があるのか。
- (2) 人での治験はされているのか。
- (3) 短期及び長期の安全性は確立されているのか。
- (4) 副反応についてはどうなっているのか。
- (5) 対象年齢及び条件はどうなっているのか。
- (6) 先行ワクチンによる薬害がある中で、接種について町はどう考えているのか。
- (7) 一旦様子を見る考えはあるのか。
- (8) XBBワクチンは努力義務接種か。
- (9) 接種を進める場合、接種券などはどのようにするのか。
- (10) 接種有無に限らず、自然治癒力を高めるための対策などは考えているのか。

○町長（永淵孝幸君）

大鋸議員の2点目、XBB対応1価ワクチンについてお答えします。

1番目のこのワクチンについて、これまでのワクチンとの違いなどを踏まえた効果等を分かりやすく解説くださいについてであります。これまでのワクチンについては、国からの指示の下、その時期に対応したワクチンを使用してまいりました。直近のワクチン使用につきましては、5月8日より開始した春開始接種では、オミクロン株対応2価ワクチンを使用しましたが、9月20日より開始する秋開始接種につきましては、現在国内における流行の変異株がXBB1系統に移行していることから、XBB1.5対応1価ワクチンを使用することとなっております。

次に、2番目の人での治験はされているのかについてであります。厚生労働省のホームページでは、8月31日現在ではマウスを用いた試験は実施されておりますが、人での治験については情報がございません。

次に、3番目の短期及び長期安全は確立されているのかについてであります。これも詳

しい内容につきましては国からの情報提供がなく、把握できておりません。

次に、4番目の副反応についてはどうなっているのかについてであります。副反応につきましても国からの情報提供がなく、把握できておりません。

次に、5番目の対象年齢及び条件はどうなっているのかについてであります。生後6か月以上の初回接種を終了した全ての方が対象となっております。

次に、6番目の先行ワクチンによる薬害がある中での接種について、町としてどう考えているのかについてであります。最初に申し上げましたように、重症化を予防する効果、安全性と有効性の両面で公衆衛生上有益なものであると判断されていることから、引き続き国の方針に従いながら、臨時の予防接種を行っていきたいと考えております。

次に、7番目の一旦様子を見る考えはあるのかについてであります。先ほど答弁いたしましたとおり、国の方針により実施してまいります。したがって、町独自の判断で様子を見ることは考えておりません。

次に、8番目のXBBワクチンは努力義務接種かについてであります。秋開始接種の対象者は、生後6か月以上の初回接種を終了した全ての方であります。努力義務対象となる方は65歳以上の方及び生後6か月以上から64歳以下の基礎疾患をお持ちの方、並びに医師が重症化リスクが高いと認める方となります。

次に、9番目の接種を進める場合の接種券などはどのようにするのか、副反応被害報告などの情報開示も含めるのかについてであります。接種券をお持ちでない方には配布を行い、現在接種券を手元に持っておられる方については、その接種券を使用させていただいております。接種を進めるうちに、副反応疑い報告が集められていくものと認識しております。現時点で、情報開示まではできない状況であります。

次に、10番目の接種有無に限らず自然治癒力を高めるための対策などは考えているのかについてであります。自然治癒力を高めるための対策は現在も行っており、引き続き健康行政の推進に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今、町長が言われたように、今後秋に始まるワクチンについては町長が述べられたとおりと認識しております。国の方針に従ってというところでは、多分予防接種法8条の規定で、予防接種を受けることを推奨するものとする接種勧奨の義務が市町村には課せられていることからの考えを踏まえて、そういった発言ということでの認識でよろしいでしょうか。

○議長（江口孝二君）

質問の途中ですが、制限時間が過ぎました。これにて質問を打ち切ります。（「質問を終わらせていただきます」と呼ぶ者あり）

これで2番通告者の質問が終わりました。

3番通告者、森田議員、質問を許可します。

○2番（森田政則君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回、初めて町会議員という大役を担って、責任の重さを少しずつ感じていますが、やるからには町内の皆さんと一緒に住みやすいまちづくりを頑張っていきたいと思っております。

今回は、コミュニティーバスについて質問します。

令和2年10月からの試験運行を含めて、間もなく3年が経過し、現状の課題や要望等もあると思っておりますが、以下について問います。

1つ、現在までの利用状況の推移はどうか。

2つ目、利用状況を踏まえ、路線や時刻表の見直し等は考えているのか。

3つ目、委託は町内の事業所にできないのか。また、どのようにして決められたのか。

4つ目、JA等と連携して、食材等の配達もできないのか。

5つ目、他市町村の先進事例を参考にされているのか。

以上、5つをお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○町長（永淵孝幸君）

森田議員のコミュニティーバスについてお答えします。

1番目の現在までの利用状況の推移はどうかについてであります。令和3年度の利用者は7,792名、令和4年度の利用者は7,802名で、10名増加している状況でございます。

次に、2番目の利用状況を踏まえ、路線や時刻表の見直しなどは考えているのかについてであります。利用者の少ない路線については、地元区長さんを通じて現況調査を実施した上で、太良町地域公共交通会議において路線や時刻表の見直し等を行っております。

次に、3番目の委託は町内の事業者にはできないのか、またどのようにして決められたのかについてであります。コミュニティーバスを運行するに当たって、平成31年に町内の事業所に委託を打診しましたが、調整がつかず、現在の事業所に委託している状況であります。

次に、4番目のJA等と連携して食材等の配達もできないのかについてであります。食材等の荷物を運ぶ場合、一般乗合旅客自動車運送事業とは別に、一般貨物自動車運送事業に係る国の認可が必要であります。委託業者におかれましても、貨物運送事業の認可は受けておられず、貨物運送業務までは対応できないと伺っているところでございます。また、コミュニティーバスについては、人を安全に運行計画どおりに送り届けることが第一の目的であり、荷物の受渡し時に利用者が時間どおりに指定のバス停に来られない場合には、バス運行に支障を来すおそれもあります。さらには、荷物についても適切な温度管理が必要な食材などがあることを考えますと、荷物を扱う貨客混載業務については、対応は不可能だと判断しております。

次に、5番目の他市町村の先進事例を参考にされているのかについてであります。コミ

コミュニティーバスの先進事例は比較的平坦地の市町村が多く、太良町のように多良岳から有明海に向かって扇状に広がる地形とは地理的条件が異なるため、単純に参考にできない部分もありますが、県内市町の視察は行っております。

なお、議会でも特別委員会を設置していただき、執行部と共にいろいろな検討協議をした経緯がございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

1つ目のものですが、同じ地区に増加しているのですか。よろしく申し上げます。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

議員の御質問を確認しながらなんですけれども、地区というのは、行政のほうでは把握はできておりませんが、路線名で申し上げますと、コミュニティーバスの運行路線11路線ある中で増加している路線は、7路線でございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

反対に、減った地区もあるのですか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

乗車人数が減少した路線につきましては、4路線でございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

令和5年度も、このままの状態で行くつもりでありますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

太良町では、地元の区長さん等からいただきました御意見や御要望を定期的に地域公共交通合同会議で検討協議をいたします。九州運輸局へ、その中で事業計画の変更の申請を行いながら、次のコミュニティーバス運行に反映させているところでございます。今年度におきましても、6月に合同会議を開きまして、そこで審議された内容を反映させまして、九州運輸局へ事業の申請をしております。

なお、今回の変更点につきましては、令和5年10月から牛尾呂公民館前のバス停の廃止を計画しているところでございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

毎年運転免許証を返納されている方の数は、何人ぐらいいらっしゃいますか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

太良町の方で運転免許証の自主返納をされた方の人数でございますけれども、令和元年が45名でございます。令和2年が35名、令和3年は46名、令和4年は35名。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

2つ目の質問ですが、毎年行われているのですか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

毎年度開催しております地域公共交通合同会議におきまして、協議を実施しております。

以上です。

○2番（森田政則君）

例えば、路線バスとの連携で、山間部地区や海岸線地区の乗換えで流れをつくれたら、病院や買物にスムーズに行けるのではないですか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

主要幹線である国道を1台のバスを利用して常時運行し、地区巡回便と接続ができないのかという御質問だと思いますけれども、6月議会での一般質問でも答弁をしておりますけれども、地域で運行するバスにつきましては2種類ございます。1つ目は、国道などの主要道路につきましては、国土交通省が定めた生活交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして運行されている、地域住民の生活に密着した路線バスでございます。

2つ目は、コミュニティーバスでございますけれども、これにつきましては国のガイドラインにより定められております。コミュニティーバスの定義を申し上げますと、コミュニティーバスとは、交通空白地域、不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画をし、運行するものでございます。このガイドラインでの留意すべき事項としましては、導入するコミュニティーバスの地域交通ネットワークにおけます役割分担を明確にした上で、路線バスと実質的に競合し、民業圧迫にならないよう十分検討すべきと提示をされております。また、コミュニティーバスの位置づけとしましては、幹線である国道等に接続するまでの地域内のバスと位置づけされており、国道を運行する部分については国交省の補助対象外となっております。なおかつ、鹿島から太良町までの同じ区間の中で相反する2つのバス運行経費が発生することにつながりまして、行政上、経済的かつ適正な支出を行う観点からも、疑問視をされるところではないかと思っております。

以上のことから、常時太良町内の幹線である国道ルートを運行させることにつきましては、考えていないところでございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

多良地区と大浦地区では、満足に近い地区とそうでない地区があります。もう少し改革が必要ではないでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

令和2年から半年間、試験運行をしまして、令和3年度からは本格運行をしております。この事業につきましては、事前に幾度もの協議をされているところでございます。試験運行の期間中に当該地区のほうにもお伺いをして、その辺で意向調査も図りながら、現在に至っているところでございます。今後のところは、また御意見等があれば、またその都度地域住民さんとか、区長さんでその辺を取りまとめをいただくことになると思いますけれども、その辺の大多数の意見ということであれば、行政のほうもいろいろ検討をしてみたいと思います。

以上です。

○2番（森田政則君）

1週間に2回しか来ない地区があります。2往復ではなくて、2回です。これでは、行くときにバスを利用されても、帰りには乗ることができないと言われました。こういう方はどうすればよろしいでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

先ほどの答弁とかぶるところがあると思いますが、令和3年度に本格運行する前に、地元の御意見を確認しながら、このルートの設定を行っております。今回御質問の中で、大浦地区につきましては、それぞれのバスで1日に運行するバスの運行ルートとしましては、大浦圏域内の巡回型と役場施設行きの直行便と、直行便といいますか、真っすぐの役場施設行きの便ということで、そのバスを組み合わせた運行となっております。運行に関する要望につきましては、今後も区長さんを通じまして情報収集に努めてまいりたいと思います。

なお、バスの運行につきましては、全ての方々に対して満足が得られるような事業としては、なかなか難しいものでございます。時間帯や曜日など、一定の要件につきましては、利用者の方にも御理解と御協力をいただいているところでございます。議員御質問の改善案としましては、1日当たり2便ございます巡回型の便を1便減らして、その1便を役場周辺施設への便に回すなどの策もございますけれども、変更点があれば、必ずその裏には支障を来す方もいらっしゃる場合も予想されます。いずれにしましても、地域の方々にとりましてどの運航がベターなのかを、区長さんの協力を得ながら、今後取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

3つ目の、委託は町内の事業所にできないのかということですが、その後は町内の事業所に打診をされましたか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

その後につきましては、打診はしておりません。町内業者さんからも、現在話は受けておりません。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

今のバスだと、大型2種が必要だと思います。ワゴン車にこれを変えることによって、普通2種で乗れることになりましたが、その分台数を増やすということができないでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

この2台のバスになった経緯を申し上げますと、令和2年の試験運行を経まして、令和3年度に運行開始となりました。運行開始前に自治体が行うコミュニティーバス運行につきまして、様々な視点から協議をされております。協議された内容を申し上げますと、第一にコミュニティーバス運行の役割とは、町内巡回や国道など、主要な路線に接続する目的であること。第2に、事業の予算規模、事業の安全性、継続性、安定した運行管理を行うこと。第3に、近隣地域における既存交通事業者への影響、民業圧迫に留意することなど、多くの点を総合的、効率的に協議をした上で、2台のバス運行で行うように決定をしております。

議員御提案のバスの規格を変更し、台数を増やす場合、既存のバスを変更する費用や、増加となるバスの経費や人件費等も増加となります。また、バス増便に対する委託先で、職員の運転業務管理体制が可能なかどうか、幹線である国道を走る便を増便した場合、地域路線バス会社への民業圧迫にならないのかなど、様々な課題が生じてまいるところでございます。

以上の理由から、町としてはそのような考えは持っておりません。

以上です。

○2番（森田政則君）

町内で運営ができて、運転手も町内で募集ができれば、少しは町内が潤うのではないのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

町としましても、町内民間業者による受託ができれば、それが理想だと思いますけれども、

残念ながら9月現在、町内の事業者さんからは、運営ができますよというお話は受けていない状況でございます。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

補足します。

この件については、冒頭申し上げましたように、令和2年2月に町の議会でも特別委員会を設置していただきました。また、いろいろ料金関係から地元業者がいいのかとか、全てについて長期間にわたって協議を重ねてまいりました。その中で、まず地元では、そのときも地元でできないのかという話もあっております。しかし、地元の業者さんが、引受手がなかったというふうなことで、そういった中、議員がもしも町内で俺がやってみたいという方がおられるとすれば、我々のほうに、こういった方がおられるけれどもというふうな町内の方がおられれば、教えていただければ幸いかなと思うわけですけれども、何かそういうお話が議員のほうにあっていれば教えてください。

○議長（江口孝二君）

質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

午後0時 休憩

午後1時1分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（森田政則君）

先ほど町長が言われました質問に対してですが、私としては、そういう知り合いはいませんが、もし町内でそういう委託者がおられたらいいなと思って、言わせてもらいました。

○町長（永淵孝幸君）

ありがとうございます。こっちも全てにおいて町内業者、町内業者と、ほかのことも全てですけれども、やっているつもりです。ですから、そういった中であって、森田議員が再三にわたって質問されたものですから、もしも誰か知り合いがおられて、そういう相談でもあっているのかなと思う中で質問させていただきました。ありがとうございます。

○2番（森田政則君）

4つ目のJA等と連携して食材等の配慮ができないのか、配達ができないのかということですが、以前、移動店をされている方にお話を聞きましたけれども、車代や仕入れなどの経費がたくさんかかるので、なかなか採算が取れないのでと言われました。それなら、組み合わせることはできないかと思ひまして、こういう配達を一緒にできないかということを考えておりますが、どうでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

買物弱者支援という考えでお尋ねということでしょうか。

○2番（森田政則君）

はい、そうです。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現在、町でも買物弱者支援関連事業といたしまして、配食サービスや地域公共交通、いわゆるタクシーの利用券の助成事業を行っております。今後、ほかにも買物弱者に対する福祉的な事業とか取組がないかにつきましては、関係部署と協議をしてみたいと思っております。

以上です。

○2番（森田政則君）

特に山間部には、高齢者の上に足も不自由な方がたくさんおられました。その方々たちのためにも、少しでも手助けになればと思っております。こちら側の努力でたくさんの町の人々が助かるように、よろしくお願いします。

5つ目の他市町村の先進事例を参考にされているのかについてですが、太良町のほかにどこの地区があるのですか。よかったら教えていただけないでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

県内全部は網羅しておりませんが、基山とか多久とか、その地域によって実際に取り組まれている事業だと思えます。

○2番（森田政則君）

車を運転する人ばかりの会議では、先が見えづらいと思います。できれば、もっと現場の声を区長を通じて考えてもらって、話をするべきだと思っております。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

コミュニティーバス事業の運営につきましては、民業圧迫をしないなど、国のガイドラインを遵守しながらの運営をいたしておるところでございます。議員御提案の件につきましては、バスの継続運行をする上で、まず少数ではなく大勢の方々がどの方策が、どのルートがバス利用の向上につながっていくのかという、よりベターな方法を今後とも区長さんなどと相談しながら、地域の声を収集し、利便性の向上につなげていきたいと思っております。

以上です。

○2番（森田政則君）

年々高齢化している太良町に住んでいる皆さんに、少しでも喜んでもらえるように頑張っていきたいと思っております。

これで私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（江口孝二君）

これで3番通告者の質問が終わりました。

4番通告者、竹下議員、質問を許可します。

○7番（竹下泰信君）

議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして質問をいたします。

今回は、藤津鹿島地区成年後見センター設置の経過及び今後の運営等について質問をいたします。

本町では、人口減少と高齢化が顕著となっております、この減少率や高齢化率を見ますと、県内でもトップクラスというふうになっているところでありまして、その対策が急がれているところでございます。

このような中、新聞の報道によりますと、認知症や知的障害、精神障害などによって判断力が不十分な人の財産管理などを支援するため、太良町、鹿島市及び嬉野市の2市1町の共同で藤津鹿島地区成年後見センターを設置したとの記事が掲載されていたところでございます。

このセンターの今後の運営について、どのように対応していくのか、次のとおり質問をいたします。

1点目といたしまして、センター設立の経過と設置目的はどのようなものか。

2点目といたしまして、役員体制や配置職員数、その職員の身分、業務の内容など、センター運営はどのようなものか。

3点目といたしまして、事務局の設置や町職員の派遣など、センター運営経費はどのようなものか。

4点目といたしまして、1次相談窓口と2次相談窓口が設置され、1次相談窓口は各自自治体や社会福祉協議会が担当するようになっています。本町の場合、どこが窓口担当となるのか。

以上、4点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

竹下議員の藤津鹿島地区成年後見センターの設置経過及び今後の運営等についてお答えいたします。

1番目のセンター設立経過と設置目的についてであります、設置に当たりましては、認知症や障害などにより判断能力が十分でない方を支援するための成年後見制度利用支援体制の整備充実を図ることを目的としております。

設立の経過であります。成年後見制度を正しく理解し、相談対応するためには、社会福祉士などの専門職の確保が重要であり、またそのための人件費などの費用の捻出も課題でありました。近隣市町では同じ課題を抱えており、解決をすべく、既に令和3年度に嬉野市で設置され、業務の実績があり、専門職の確保ができていた嬉野市権利擁護センターをベースに、令和4年度から嬉野市と鹿島市及び太良町の3市町と、嬉野市社会福祉協議会とで話し合いを進め、共同で本年7月に藤津鹿島地区成年後見センターを開所したところでございます。

次に、2番目の役員体制や配置職員数や身分、業務の内容などのセンターの運営についてであります。センター設置に当たりましては、3市町の協定締結により、幹事を嬉野市とし、その幹事の嬉野市が嬉野市社会福祉協議会へ業務運営を委託したものであります。したがって、役員及び職員の配置はありません。業務の内容は、成年後見制度の利用促進を図るための相談体制の整備、普及啓発及び後見人等の支援などがあります。

次に、3番目の事務局の設置や職員の派遣、センター運営費についてであります。事務局は業務の委託先である嬉野市社会福祉協議会であります。本町職員の派遣はありません。また、運営につきましては、3市町が案分して算出した額を負担することとしております。

次に、4番目の1次相談窓口についてであります。本町では主に高齢者の相談窓口を先月しおさい館に移転しました地域包括支援センターで行い、障害者の相談窓口を町民福祉課福祉係で行うこととしております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

それでは、具体的に質問をいたします。

町長答弁によりますと、これまでの協議結果を踏まえ、幹事の嬉野市が嬉野市社会福祉協議会へ業務運営を委託したとのことでありましたけれども、成年後見センターの職員は、嬉野市社会福祉協議会の業務を兼務することになるのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

お見込みのとおりでございます。センターは、4人で運営をしております。内訳を申し上げますと、センター長1名、事務員1名、専門員2名でございます。うち専従の職員は専門員1名で、ほかの3名は兼務となります。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

そしたら、この成年後見センターの職員につきましては、このセンターの業務に専念することによってよろしいんですね。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

運営費については、3市町が案分して算出した額を負担するとのことでしたけれども、この算出の基礎と3市町の負担金額はどうなっているのか、伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

成年後見センター運営事業費に対する負担金の割合は、杵藤地区広域市町村圏組合の割合を参考にし、均等割が15%、人口割が85%となっております。嬉野市社会福祉協議会への委託料は、今年度が589万5,000円でございます。各市町の負担金額は、鹿島市が255万4,000円、嬉野市が238万8,000円、太良町が95万3,000円でございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

この負担金額は、年によって変更が生じる場合があるかというふうに思いますけれども、その場合はどのように決定するのか、伺いたいと思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

負担金額の変更が生じた場合ということでございますが、恐らくないと思います。杵藤地区の広域市町村圏組合の負担金割合が変更になれば、3市町で協議して決定することになります。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

負担金額というか、運営費が、例えば職員の給与が上がったり、下がることはないと思いますけれども、上がったりなんかしたり、運営費が業務の内容によって多かたりした場合があるというふうに思いますけれども、その場合の運営費について、市町の割合が変更になるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがですかね。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

今年度は、委託料で支出することとなっておりますので、運営費については変更はございません。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

分かりました。成年後見制度の内容については、本町のホームページにも掲載されており

まして、町民への周知が行われているところでございます。この中で、成年後見制度については2つの制度、任意後見と法定後見に分かれているとされています。この2つの制度の具体的内容はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

まず、任意後見人について御説明をいたします。

任意後見は、本人が自ら後見人を選任し、財産や身上の管理を委任する制度でございます。本人が自己の意思で後見人を選び、後見契約を締結することで成立いたします。

一方、法定後見は、本人が後見人を選任することができない場合に適用されます。具体的には、本人が意思決定能力を失った場合や、後見人を選任する意思を持っていない場合に、家庭裁判所が本人の利益を最大限に保護することを目的に後見人を選任する制度でございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

この成年後見制度を利用している方につきましては、本町にどれくらいおられるのか。また、年代別に分かったら、お願いしたいというふうに思います。また、今後高齢化が進む中で、5年後、10年後の対象者をどれくらいと予想されているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

本町の利用者及び年代別の利用者についてでございますが、利用者数が少なく、個人が特定されるおそれがあります。そこで、答弁は差し控えさせていただきます。御理解をお願いいたします。

なお、利用者の5年後、10年後の見込みにつきましては、具体的な数字や統計データは取っておりません。全国的に見ても、利用者は増加傾向にあると思いますので、成年後見センターの設立に伴い、普及啓発に力を注ぐことで利用者は増加するものと思われま

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

プライバシーの保護の観点から、利用者については差し控えたいということですが、それだけ利用者が少ないという理解でよろしいんですかね。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

利用者は少ないということで御理解いただいて結構でございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

先ほど説明がありましたように、本人判断能力がある場合につきましては任意後見契約に、判断能力が不十分の場合につきましては法定後見にとのことでしたけれども、この判断能力の程度というのはどこがどうするのか、誰が行うのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

本人の判断能力の程度を判断する方法については、申立ての際に医師の診断書等が必要になります。その診断書を基に、家庭裁判所が審判をすることになります。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

判断能力の程度によって、補助人、保佐人、成年後見人を選任するということになっていきますけれども、本人が人選をできない場合はどうするのか、また選任後、後見人を替えたいといった場合についてはどうするのか、伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えいたします。

1つ目の補助人、保佐人、成年後見人の選任についてでございますが、家庭裁判所が本人の状況や必要な支援の程度を評価した上で、本人の利益を最優先に考慮し、適切な人を選任いたします。

2つ目の後見人を変更することについてであります。現行制度ではけがや病気で後見人が活動できなくなるなどの特別な事情がない限り、変更することはできなくなっております。どうしても後見人の変更をしたい場合は、まずは変更の理由を明確にし、家庭裁判所に対して変更の申立てを行います。家庭裁判所は、変更の申立てを受けた後、現在の成年後見人や関係者から意見を聴取し、適切な判断を下すこととなります。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

後見人については、基本的には、そしたら変更はできないという理解でよろしいんですね。それで、補助人、保佐人、成年後見人には、どのようなことがお願いというか、仕事の内容といたしますか、お願いできるのか。また、お願いできない手伝い等はどういう内容があるのか、伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

後見人等は、お買物やお掃除などの家事支援、また介護などの身体的な世話などの事実行為はできません。しかし、契約の締結や財産の管理など、法律行為をすることができます。後見人、保佐人、補助人の役割としては、本人の意思を尊重しつつ、本人の心身の状態や生

活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、本人の預貯金や不動産等の財産を適正に管理すること、また医療、福祉サービスなどの契約行為を行うこととなっております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

成年後見制度については、制度自体も途中でやめることはできないということになっているというふうに思います。後見人などうまくいかなかった場合の対応については、仲裁などをどうするのか、またそういう事例が本町にあるのかどうか、伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

後見人などとトラブルになった場合の仲裁については、本町の相談窓口へ御相談いただければ、成年後見センターにつなぎ、専門の職員が対応することで、解決に向けての話し合いをすることになります。

なお、本町でのトラブル事例はございません。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

相談窓口につきましては、1次相談窓口と2次相談窓口に分かれているとのことですが、具体的な業務内容はどのように分担されているのか、伺いたいというふうに思います。それで、併せて本町での1次相談窓口はどこになるのか、伺いたいと思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

町長の答弁にありましたように、1次相談窓口はしおさい館に設置しました地域包括支援センターと役場町民福祉課の福祉係でございます。1次相談窓口では、相談があった場合はアセスメントを行い、制度の説明や必要性の検討を行います。1次相談窓口で専門的な助言が必要な対応が難しいケースにつきましては、2次相談窓口へつなぎ、一緒に対応していくこととなります。また、広域で検討しなければならない事案や、一市町では問題が解決しない場合の対応も、2次相談窓口で行うこととしております。そのほか、専門知識と経験が必要な後見人の支援や地域連携ネットワークに力を入れており、権利擁護に係る業務を連携して取り組むこととしております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

今回、成年後見センターが設立されまして、これまで本町が行ってきた業務を代行し、業務軽減となるようなことはないのか。また、センター設立についてのメリットはあるのか、伺いたいと思います。どのようなメリットがあるのか、伺いたいと思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

成年後見センターの設立に伴い、本町職員の成年後見制度に係る業務は軽減するものと考えております。

2つ目のセンター設立のメリットについてであります。社会福祉士等の専門職の確保、人件費等の費用の面と、多様な相談対応で実務経験が積み重ねられるという面で、それぞれの市町でセンターを設置するよりも、3市町合同のほうが幅広く協議ができ、メリットがあると考えております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

太良町後見制度の利用支援事業実施要綱が、令和2年12月11日の訓令第26号として制定されているところでございます。このセンター設立に当たり、要綱の変更は必要ないのかどうか、伺いたいと思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

この要綱は、成年後見制度を利用した生活保護受給者等の生活困窮者に対する助成金の支給をうたったものでございます。したがって、今回のセンター設立に伴い、要綱の変更はございません。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

この本町の支援事業実施要綱の第3条(3)の中に、審判の請求に基づき選任された後見監督人、保佐監督人、補助監督人が成年後見人等の中に含まれておまして、報酬に対して助成金を交付するようになっております。厚生労働省のパンフレットの中には、この監督人という身分の方につきましては見当たらないんですけれども、この監督人の位置づけはどうか、成年後見人等に含まれるのかどうか、伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

監督人についてでございますが、後見人等の監督をする位置づけであり、専門的助言や管理監督を行います。成年後見人等と同じく、報酬が発生するのですが、監督人選任は家庭裁判所の裁量となっております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

監督人の選任につきましては家庭裁判所の裁量ということですが、この監督人の選任については、必要に応じて設置をするという理解でよろしいんですかね。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

お見込みのとおりでございます。監督人選任の理由は公表されていないところでございます。被後見人の預貯金額が多く、監視が必要である場合とか、親族後見人や初めて後見活動を受任される場合などに、監督人が選任されるようでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

この成年後見制度を利用する場合につきましては、家庭裁判所に申し立てて、事務手続をするようになっております。本人が制度の利用を希望すれば、申立てにつきましては役場の担当者が代行することができるのか、また申立てに係る経費はどれくらいなのか、これに伴う助成金がどのようになっているのか、伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

1つ目の申立てについてであります。申立てをできる方は、本人、4親等以内の親族、首長など、限られた人のみとなっております。要綱に定めている首長申立ての必要性がある場合は、役場の担当者が手続を行います。それ以外の方は御自身で書類を作成するか、弁護士、司法書士等に書類作成を依頼することになります。

2つ目の経費についてであります。申立てに係る経費につきましては、家庭裁判所に納める経費が約1万円弱必要となります。また、医師による鑑定費用が10万円程度必要となっているようです。

3つ目の助成金についてであります。本町の助成金につきましては、収入や資産等の状況から、後見人申立て費用や後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、その費用を助成するものでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

この成年後見制度を利用した場合、成年後見人などへの報酬が月額どれくらい必要なのか、また障害や認知症の程度、依頼の内容によっても変わるとは思いますけれども、概算で結構ですけれども、どれくらいなのかを伺いたいというふうに思います。また、県とか本町からの支援、助成金はどうなるのか、伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

1つ目の報酬月額についてであります。制度利用者の預貯金額や支援内容によって家庭裁判所が判断するものであり、個々のケースに応じて、家庭裁判所がその裁量により決定します。

2つ目の概算についてであります。法律により決まっているわけではなく、家庭裁判所の裁量となりますので、申し訳ありませんが、ここではお答えを差し控させていただきます。

3つ目の助成金についてであります。生活保護等の理由で報酬が支払えない方につきましては、本町の支援事業を利用していただくことが可能でございます。助成金の限度額は、在宅者の場合が月額2万8,000円、施設に入所中の場合が月額1万8,000円となっております。以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

先ほど説明がありましたように、本町の支援事業実施要綱第13条の中に、報酬費用助成の上限額として、在宅の者が月額2万8,000円、施設入所中の者が月額1万8,000円ということになっています。この上限額の算出の基礎、根拠はどうなっているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

報酬助成の根拠は、成年後見制度法の第45条でございます。この条文によれば、後見人の報酬は、後見人が適切な業務を遂行するために必要な範囲で支払われるべきであり、その支払いは後見人の負担となることは避けられるべきであるとされています。成年後見制度の後見人の報酬助成は、後見人の負担を軽減し、後見人の適切な業務遂行を支援することを目的としています。そうしたことから、詳細な算出根拠につきましては不明ですが、県内、近隣市町と同額を本町でも助成しているところでございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

この支援事業の実施要綱につきましては、令和2年12月に制定されまして、2年以上が経過しております。この間、物価上昇が著しく、町民生活にも大きな影響を与えているところでございます。このようなことから、報酬費用助成の上限額を物価上昇に見合った額にベースアップを行ったらと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

報酬費用の助成についてでございますが、物価上昇額に見合ったベースアップの御案内といたことでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

現在のところ、ベースアップについては考えておりません。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

物価の上昇につきましては、町民生活の切実な問題だというふうに考えております。今の

ところ考えていないということですが、ぜひ、今後助成金のアップについて検討をお願いしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

今後、国の政策と、また社会情勢等を注視していき、県内市町の状況を見て、成年後見センターのほうで協議検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

この成年後見制度のこれからの推進について、どのように行っていくのか、伺いたいというふうに思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えいたします。

成年後見制度の推進についてであります。今回藤津鹿島地区成年後見センターが設置されましたので、これまで以上に広報に力を入れ、町民の方だけでなく、金融機関や福祉事業所の方にも知っていただき、必要な方にこの制度が届き、必要な支援が提供できるよう、環境を整えていきたいと考えております。また、後見人への支援をするとともに、地域の方々と手を取り合い、支援する体制を構築し、制度を利用している方が安心して生活できるよう推進していくことが重要だと考えております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

最後になりますけれども、本町においても高齢者がますます多くなる中で、高齢者の一人暮らしの住民が多くなっていくのは明らかでございます。このような中、認知症や知的障害、精神障害などによって判断力が不十分な人の財産管理などを支援する藤津鹿島地区成年後見センターが設置されたところでございます。社会状況に応じた対策、事業については敏感に、そして大胆に行うことが大事だというふうに思っています。今回設置されました成年後見センターが有効に活用され、藤津鹿島地区の方々が安心して暮らせるよう、かつ安心を支えられるような運営、推進を行っていただくことを求めまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（江口孝二君）

これで4番通告者の質問が終わりました。

これで一般質問を終了します。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午後1時39分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 山 口 一 生

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信